

都市計画道路 対馬江大利線 事業概要説明会

令和7年7月
大阪府枚方土木事務所

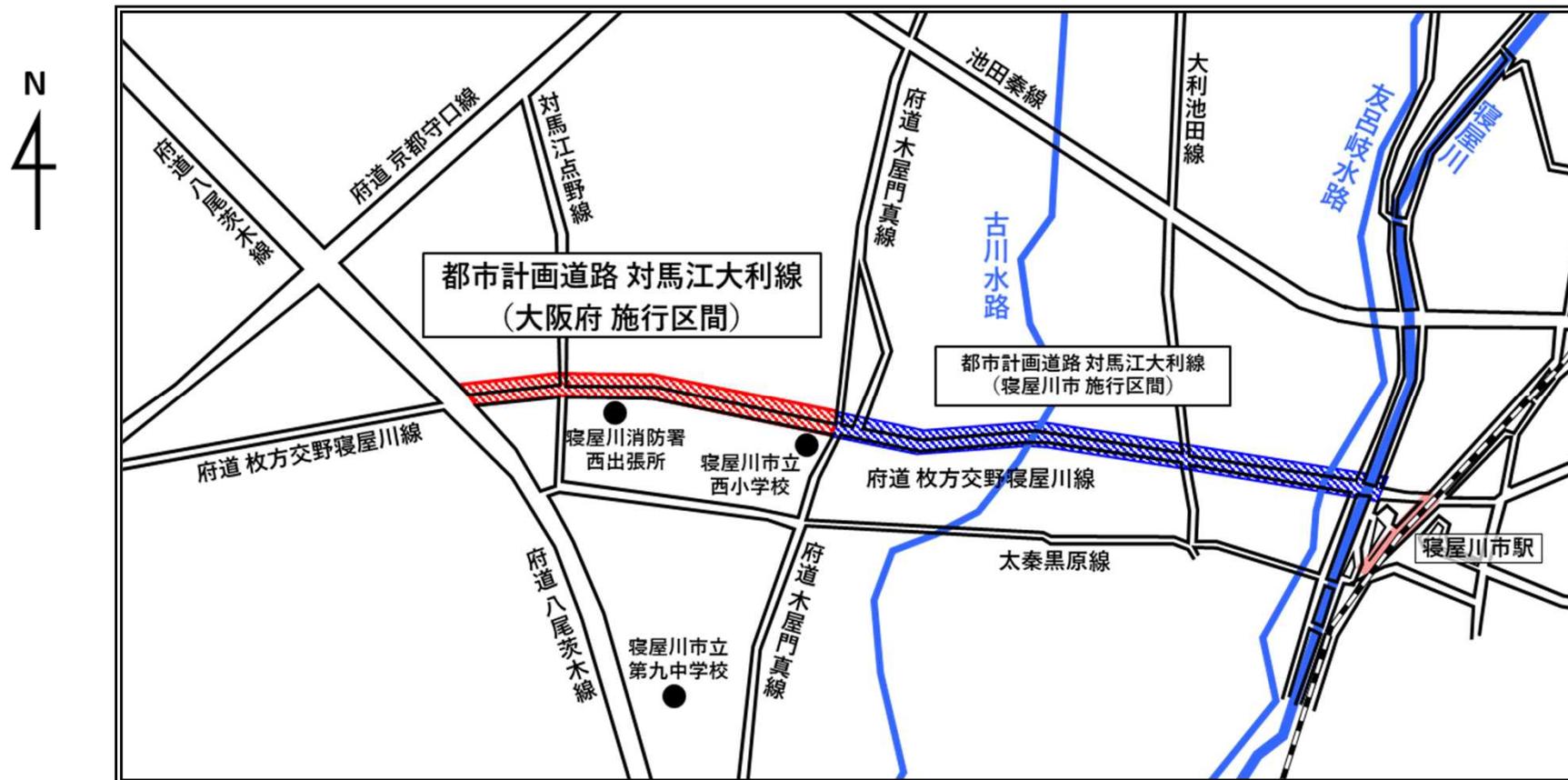
1. 位置図



2. 事業概要

(1) 事業の必要性

- ① 交通安全の確保
- ② 道路ネットワークの強化



(2) 事業認可の概要 (1/2)

【告示】

令和7年3月17日（近畿地方整備局 告示第31号）

令和7年3月24日（大阪府 告示第354号）

【施行者】大阪府

【都市計画事業の種類及び名称】

東部大阪都市計画道路事業

3・4・215-4号 対馬江大利線

【事業地】

寝屋川市宝町、対馬江東町、春日町、
高柳栄町、高柳三丁目 地内

(2) 事業認可の概要 (2/2)

【事業概要 (道路諸元)】

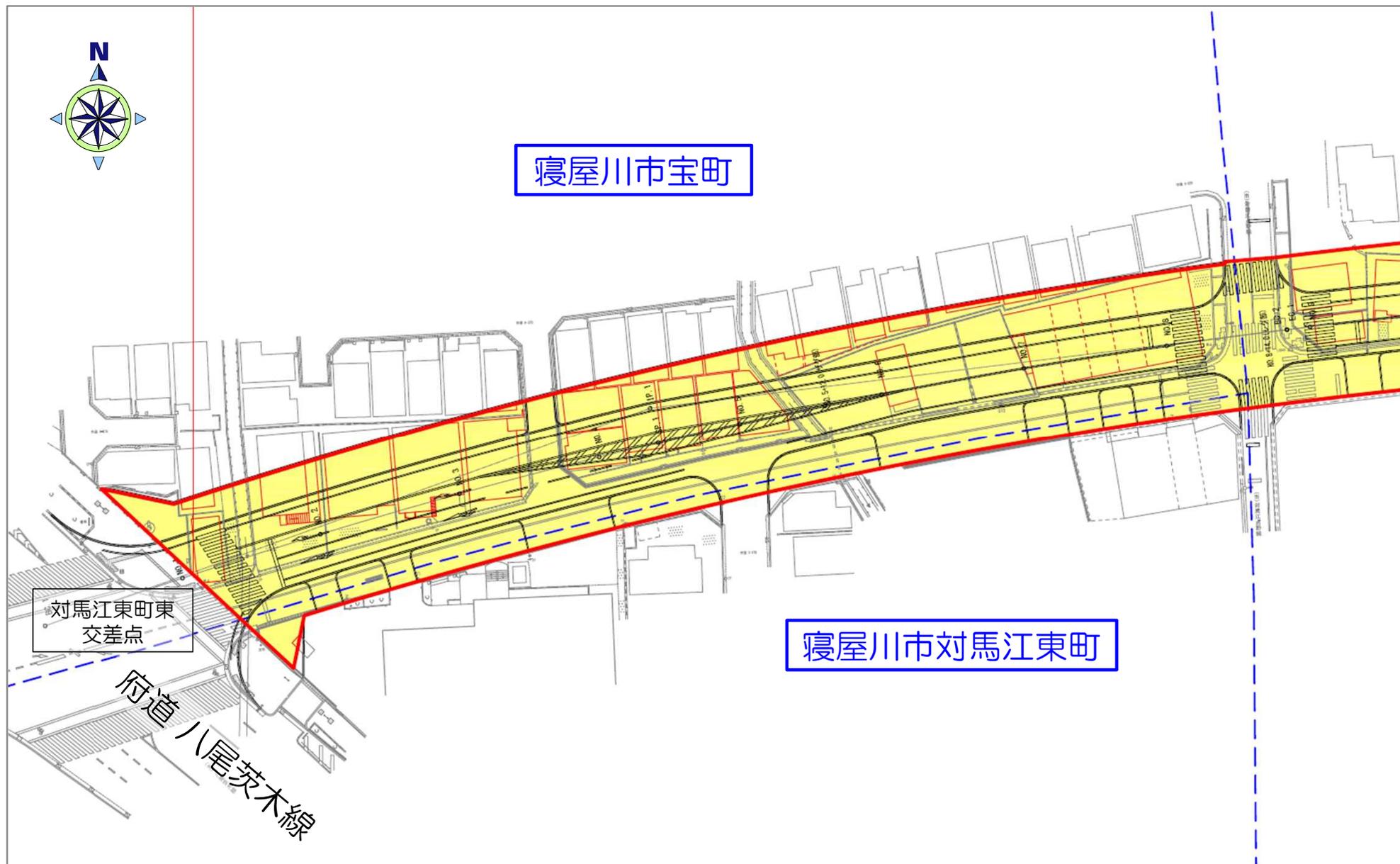
- ◆道路延長：590 m
- ◆道路規格：第4種 第2級
- ◆設計速度：50 km/h
- ◆道路幅員：20 m
- ◆車線数：2車線 (片側1車線)

【認可期間】

令和7年3月17日～令和15年3月31日

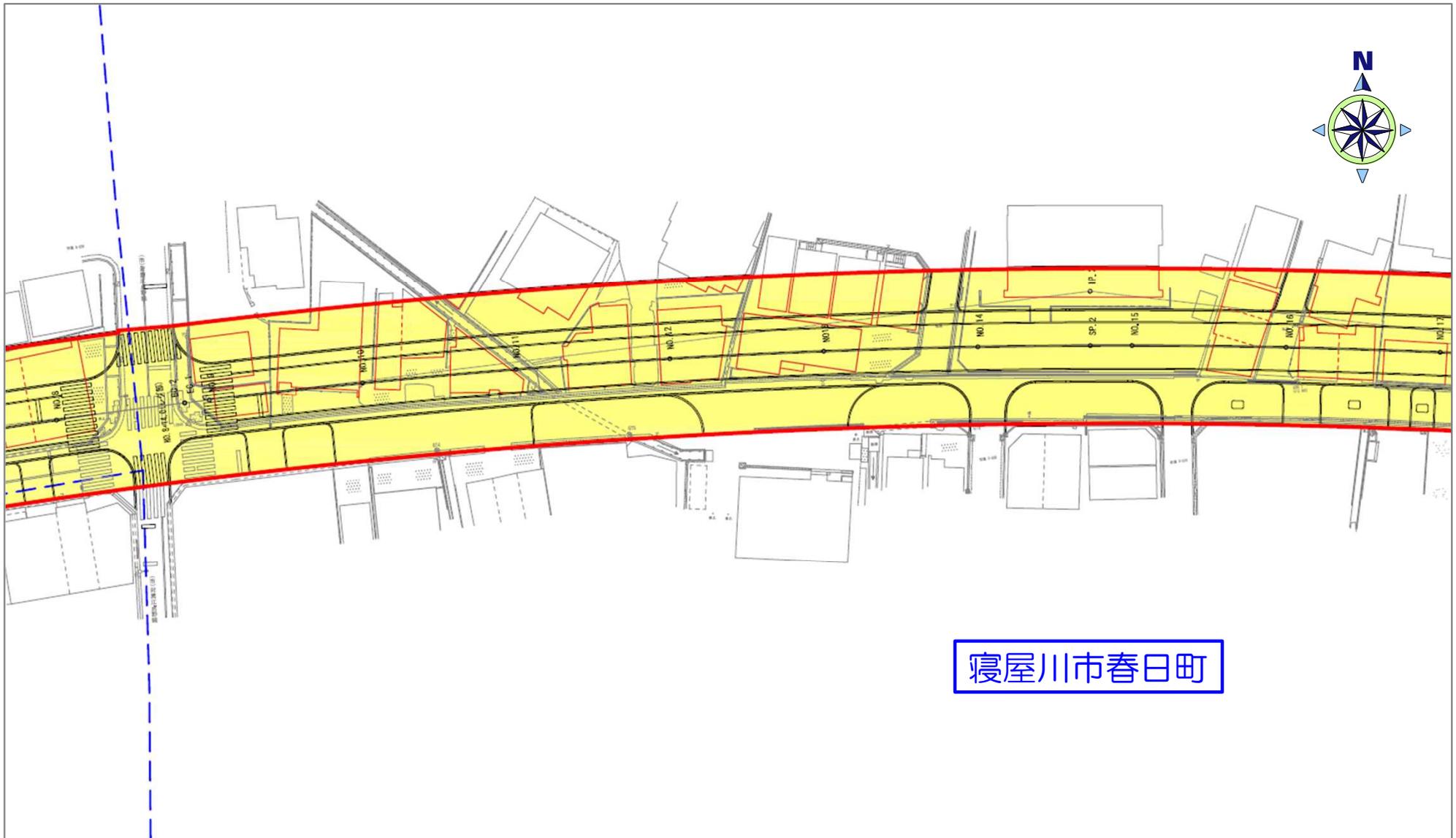
※事業区域はあくまでも目安です。

1/4



※事業区域はあくまでも目安です。

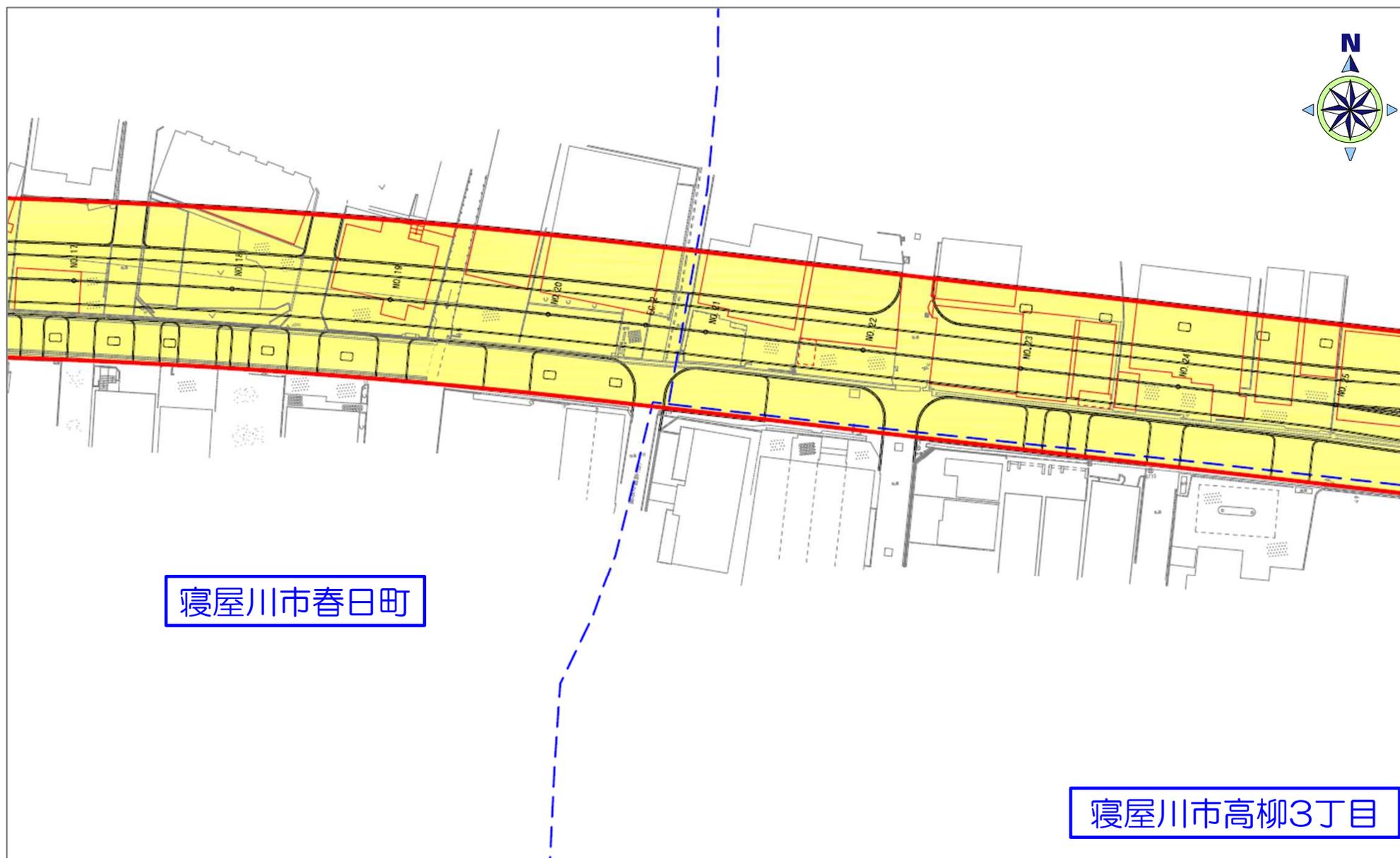
2/4



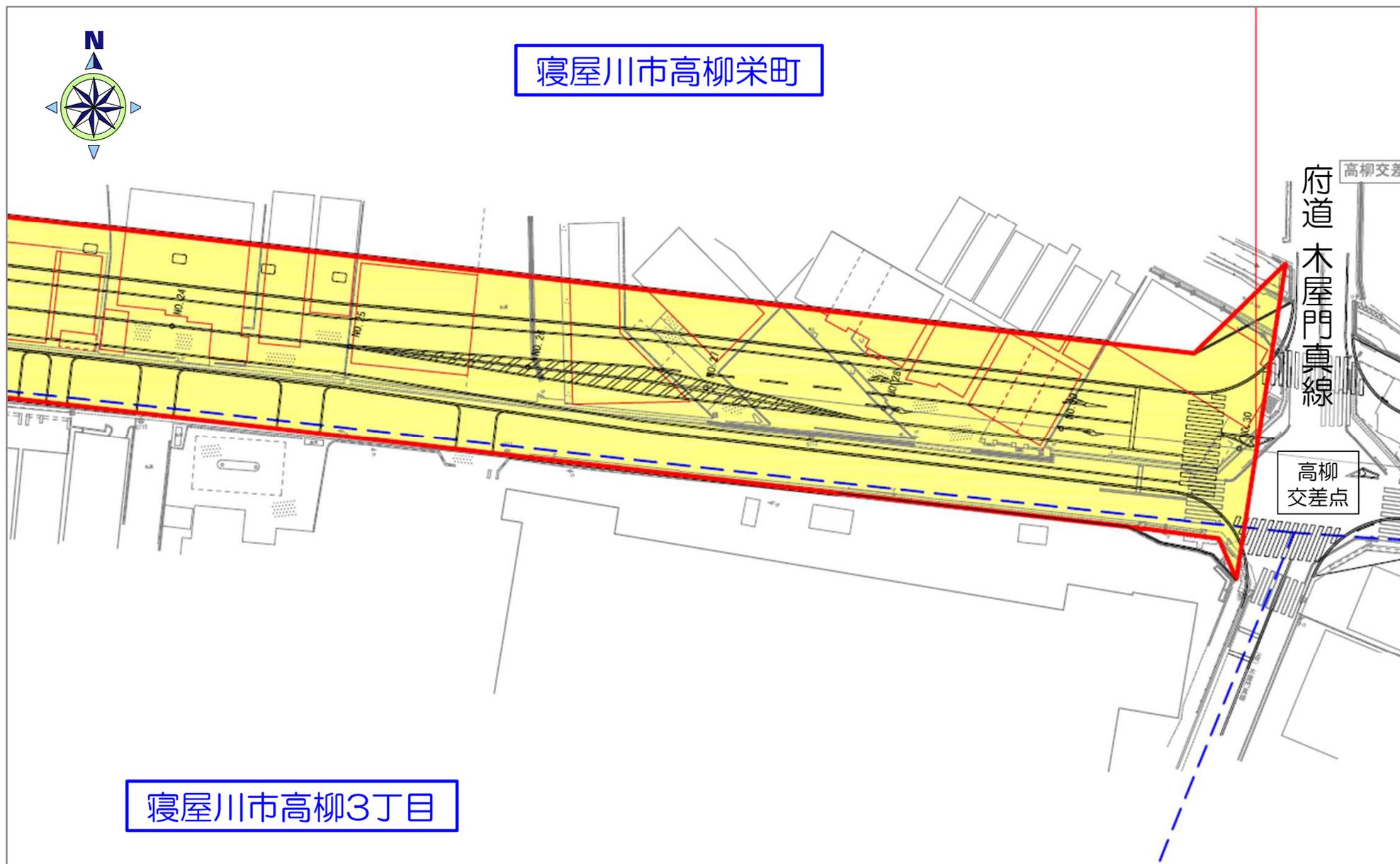
寝屋川市春日町

※事業区域はあくまでも目安です。

3/4

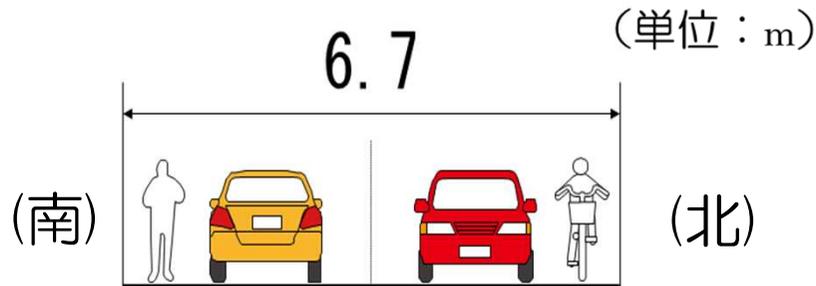


※事業区域はあくまでも目安です。



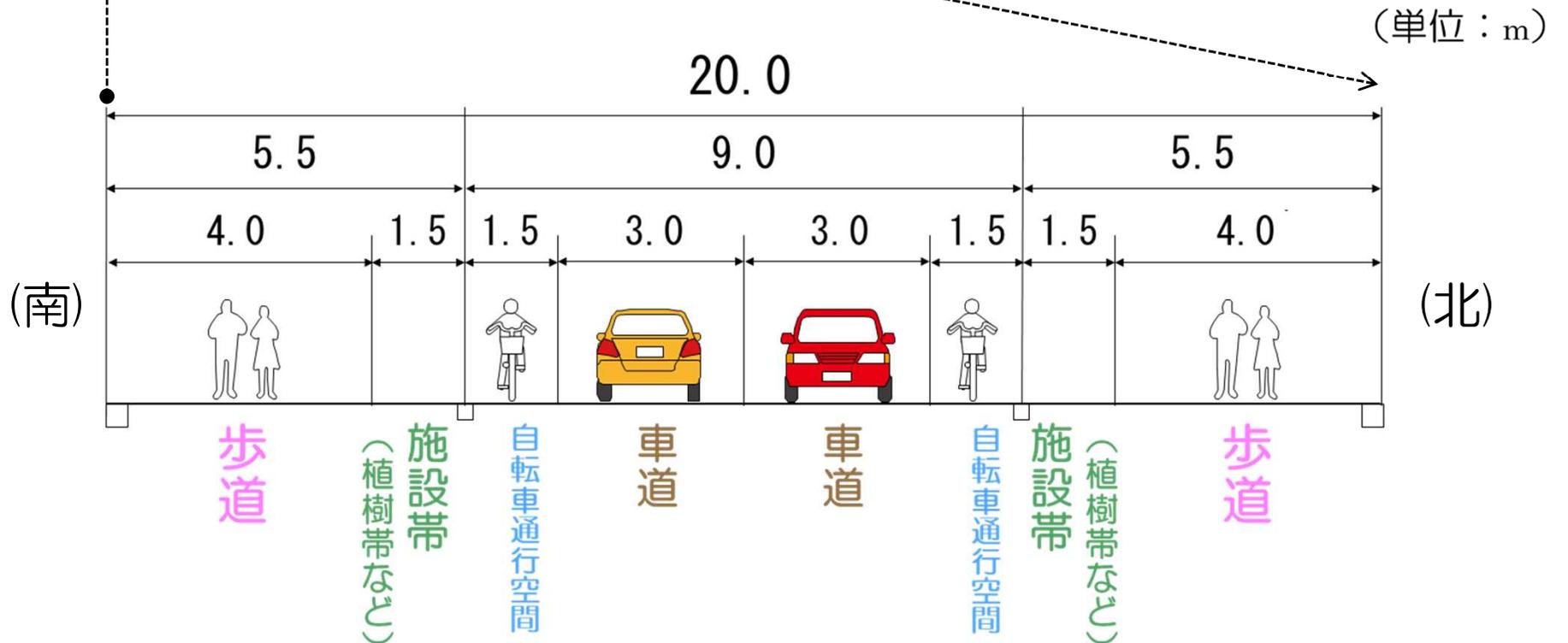
3. 道路の幅員構成

現況



※北側に道路を拡幅する予定です

計画



※断面はイメージであり、現地の状況等に応じて構成に変更が生じる可能性があります。

5. 事業の進め方

事業着手から工事完了までは、
以下の①から⑨の流れに沿って
進めさせていただきます。



①

事業内容説明

②

用地確定
(丈量図の作成)

③

建物等の
物件調査

④

土地買収価格及び
補償金額の算定

⑤

交渉と契約

⑥

所有権移転登記
及び支払い

⑦

建物等の
移転・撤去

⑧

工事着手

⑨

供用

②用地確定（丈量図の作成）

買収させていただく土地の区域や面積を確定するために、関係者の皆様に現地での立ち会いにご協力いただき、丈量図を作成させていただきます。



①

事業内容説明

②

用地確定
(丈量図の作成)

③

建物等の
物件調査

④

土地買収価格及び
補償金額の算定

⑤

交渉と契約

⑥

所有権移転登記
及び支払い

⑦

建物等の
移転・撤去

⑧

工事着手

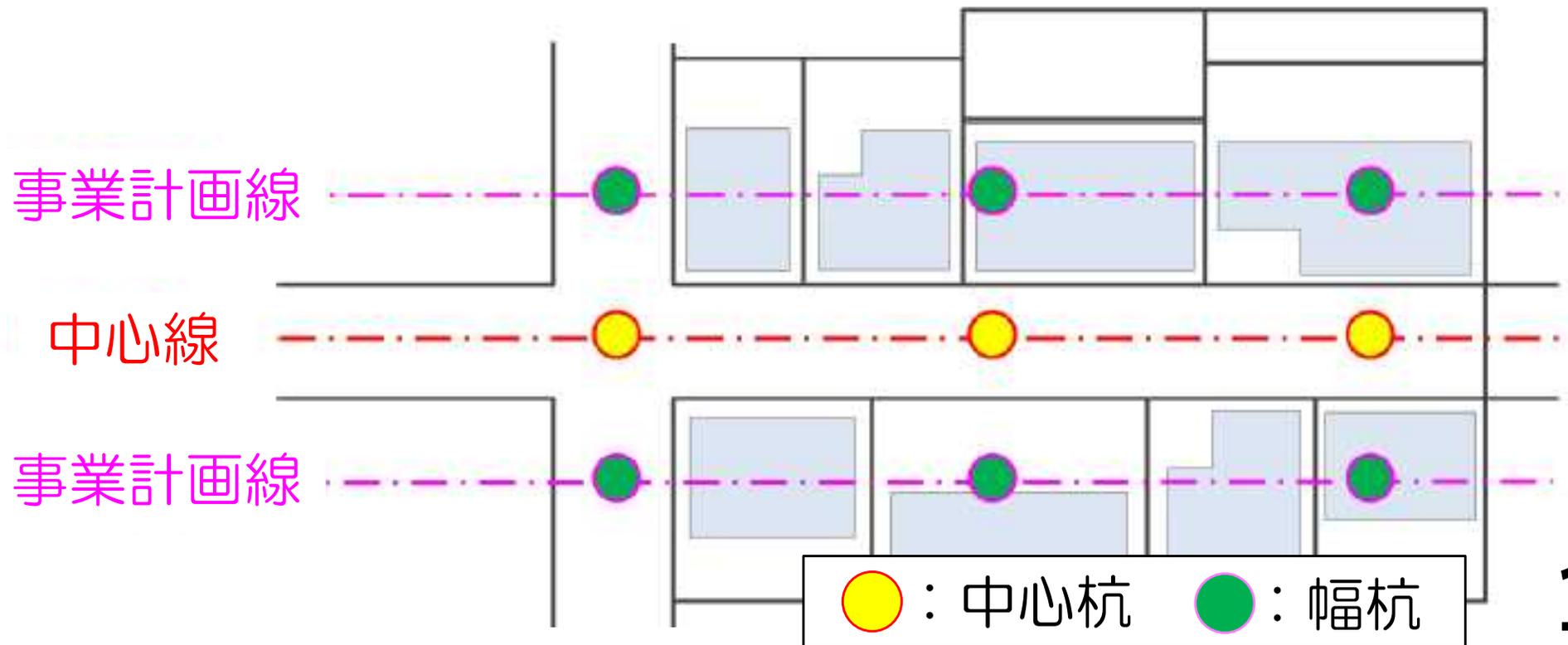
⑨

供用

※現況測量について

現況測量は、皆様の土地や建物と事業計画線との位置関係を明らかにすることを目的としています。

このため、皆様方の土地や建物の位置、周辺道路の形状などの測量をさせていただきます。

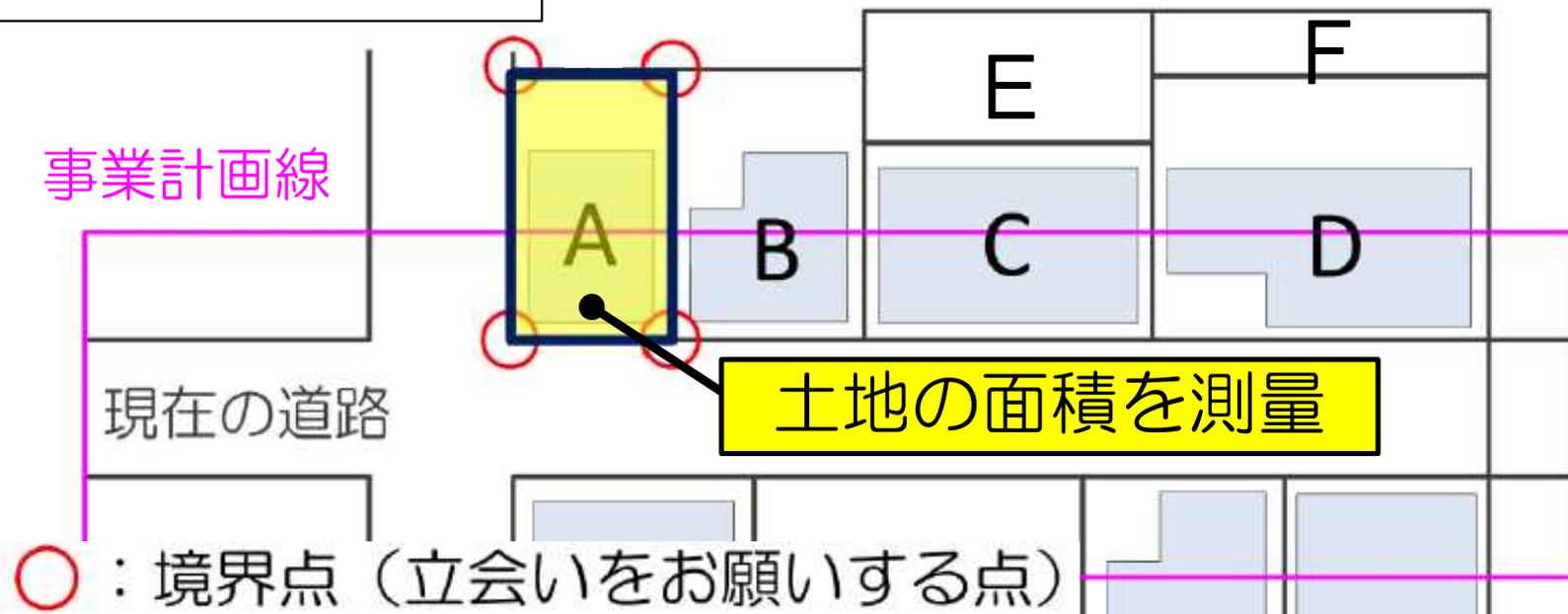


※用地測量について

用地測量は、道路として取得させていただく土地の面積を求めることを目的としています。

このため、道路を整備するために必要となる土地について、周辺の土地との境界を確認し、境界点の測量を実施させていただきます。

Aさんの場合の例



③建物等の物件調査

建物や工作物などの移転や，撤去に伴う補償を適正に算定するために、**建物等の物件調査を実施**させていただきます。



①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
事業内容説明	用地確定 (丈量図の作成)	建物等の 物件調査	土地買収価格及び 補償金額の算定	交渉と契約	所有権移転登記 及び支払い	建物等の 移転・撤去	工事着手	供用

④土地買収価格及び補償金額の算定

土地買収価格や建物等の移転や撤去に伴う費用等について、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に基づき**算定**させていただきます。



①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
事業内容説明	用地確定 (丈量図の作成)	建物等の 物件調査	土地買収価格及び 補償金額の算定	交渉と契約	所有権移転登記 及び支払い	建物等の 移転・撤去	工事着手	供用

⑤交渉と契約

算定した補償額に基づいて交渉を行い、契約を締結させていただきます。



①

事業内容説明

②

用地確定
(丈量図の作成)

③

建物等の
物件調査

④

土地買収価格及び
補償金額の算定

⑤

交渉と契約

⑥

所有権移転登記
及び支払い

⑦

建物等の
移転・撤去

⑧

工事着手

⑨

供用

⑥所有権移転登記及び支払い

契約締結後に、所有権移転登記を行います。補償金等は、契約締結後に前払金、建物移転・撤去完了後に残金をお支払いさせていただきます。



①

事業内容説明

②

用地確定
(丈量図の作成)

③

建物等の
物件調査

④

土地買収価格及び
補償金額の算定

⑤

交渉と契約

⑥

所有権移転登記
及び支払い

⑦

建物等の
移転・撤去

⑧

工事着手

⑨

供用

⑦建物等の移転・撤去

契約締結後に、当該土地内にある建物等の物件について、移転・撤去など行っていただきます。



①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
事業内容説明	用地確定 (丈量図の作成)	建物等の 物件調査	土地買収価格及び 補償金額の算定	交渉と契約	所有権移転登記 及び支払い	建物等の 移転・撤去	工事着手	供用

⑧⑨工事着手及び供用

工事に着手し、道路が完成した後、
関連する法令等の手続きを行い供
用（道路を開通）します。



①

事業内容説明

②

用地確定
(丈量図の作成)

③

建物等の
物件調査

④

土地買収価格及び
補償金額の算定

⑤

交渉と契約

⑥

所有権移転登記
及び支払い

⑦

建物等の
移転・撤去

⑧

工事着手

⑨

供用

6. 事業認可（制限・制度等）

○建築等の制限（都市計画法第65条）

事業地内において、事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更や建築物の建築等には許可が必要となります。

○土地建物等の先買い（都市計画法第67条）

事業地内において、土地建物等を有償で譲り渡そうとする場合は、事前に大阪府への届け出が必要となります。

※届け出なく売買を行った場合などは、

50万円以下の過料があります。（都市計画法第95条）

○土地の買取請求（都市計画法第68条）

事業地内の土地では、大阪府に対して当該土地を時価で買い取る請求ができます。

○土地等の収用（都市計画法第70条）

土地収用法に基づく収用権が付与されます。

《お問い合わせ先》

大阪府 枚方土木事務所

【**事業** に関すること】

建設課 門真工区

TEL：072-820-0851

【**用地** に関すること】

建設課 用地グループ

TEL：072-844-1331